

第3部 第7期津南町障害福祉計画

第3期津南町障害児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする各種サービスを利用しながら、自立した生活と社会参加ができるように、障害福祉サービス等の提供体制の整備に努めます。

また、障害のある人に対する理解を深められるように努め、誰もがお互いの人格と個性を尊重しあえる地域共生社会の実現を目指します。

2 障害特性に配慮した一元的な障害福祉サービス等の実施

身体障害、知的障害及び精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）並びに難病等のある人へ、市町村を基本とし、それぞれの障害特性に配慮した一元的な障害福祉サービス等の提供、充実を図っていきます。また、そのサービス等の給付対象について周知を図ります。

3 地域生活移行、地域生活継続の支援、就労支援への対応

障害のある人の自立支援の観点から、多種多様な課題に対応するサービス提供体制の整備を進めます。

また、障害のある人の生活を地域全体で支え、障害の有無を問わず、自分らしく暮らせる環境づくりのため、地域活動支援センターをはじめ地域の社会資源を最大限活用し、地域の拠点づくりの整備を進めます。併せて、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて既存のサービスを強化するとともに、相談支援を中心として、学校卒業から、就労、自立まで中長期的視点に立った継続した支援を行う必要があります。

4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、共に高め合うことができる共生社会の実現に向け取り組む必要があります。地域の実情に併せて柔軟なサービスの提供に向けた取り組みを推進します。

また、医療が必要な障害のある児童が、保健、医療、福祉、教育等の支援を円滑に受けられるように重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、包括的な支援体制の構築に努めます。

5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害のある児童へは、障害の疑いがある段階から児童及びその家族に対し相談支援を中心とした発達支援を図ります。

また、障害のある児童の成長に沿って、関係機関が共通の理解に基づき連携し切れ目のない包括的な支援を提供する体制の構築に努めます。

6 障害福祉人材の確保・定着（拡充）

障害福祉人材は専門性の高さ等から不足しています。しかしながら、人材の確保により、新たなサービス提供の可能性もあると思われます。必要な知識を取得できるような研修会等の企画や周知を図り、人材確保に努めます。また、職場環境の整備やハラスメント対策、ICT（※1）の導入による事務負担の軽減効率化を検討していきます。

7 障害者の社会参加を支える取組定着（拡充）

障害者の社会参加には地域住民からの理解が必要不可欠です。広報紙等を活用し、就労施設や当事者団体の活動紹介を行い、地域住民への啓発活動を積極的に行います。障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を検討していきます。

第2節 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項

サービス提供体制の確保にあたっては、基本理念を踏まえ、次に掲げる事項に配慮して成果目標・活動指標を設定し計画を定めました。

1 必要な訪問系サービスの確保

居宅介護以外の訪問系サービスとして、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援が挙げられますが、重度障害者等包括支援については、令和5年10月現在、町内において県の事業所指定を受けた事業所はありません。利用可能な居宅介護サービスなどの充実と併せて、事業者と連携しながらニーズに応じて必要な訪問系サービスの確保に努めます。

2 障害者に希望する日中活動系サービスを保障

日中に自宅以外で、介助や訓練などの支援を受けながら活動できる場所を希望する障害のある人に、事業者と連携しながら必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労継続支援、短期入所など）の確保に努めます。また、既存の地域活動支援センターの体制充実に努めます。

3 入所施設等から地域生活への移行を推進

在宅での生活が困難な障害のある人が、地域の中で生活する場所として、共同生活援助（グループホーム）の確保が必要です。そのために、事業者と連携しながら地域生活への移行を支援する体制づくりに努めます。併せて、日中活動系サービスの充実により、施設や精神科病院などでの生活が長期化している人の地域生活への移行を進めます。

4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業所等の推進により、障害者福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、関係機関と連携しながら福祉施設における雇用の場の拡大を進めます。

5 障害児支援のための提供体制の確保

障害のある児童及びその家族に対する支援について、障害特性、年齢等に応じて、関係機関との連携や地域社会への参加等包括的に支援できるよう、提供体制の確保に努めます。

医療的ケア児等特別な支援が必要な障害のある児童のため、実情に応じて関係機関の連携体制の確保に努めます。

第3節 相談支援の提供体制の確保

障害のある人が、地域の中で自立した生活を送るためには、障害福祉サービス等の提供体制の整備と併せて、各種サービスを効果的・効率的に利用できるよう相談支援体制を充実させることが必要です。

このため、地域の実情に応じて適切に相談支援を行える体制を整備します。整備にあたっては、現在の各種サービス利用者が利用している事業所が町外に多いため、広域的な相談支援体制が必要であり、町外の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等との連携を強化します。障害のある児童については、障害の疑いがある段階から本人とその家族を関係機関につなぐ重要な役割を障害児相談支援が担っています。

県では単独の市町村では対応が難しい事業やサービス等については、複数の市町村が連携を図り、広域圏ごとにネットワークを構築しながら、計画的に整備を進める必要があるため、障害保健福祉圏域を設定しています。

町では、相談支援事業を委託して体制を整備しています。また、障害のある人、または、その保護者等からの相談に応じ、更生に必要な援助等を行う障害者相談員を設置しています。こうした体制を維持、強化するため研修等を通して相談支援の

質の向上を図ります。

今後とも、行政や相談支援事業所、各種専門相談員などの関係機関が一体となり、各種相談支援活動や様々な課題克服に向けて取り組みを進めます。

これらの相談支援事業を効果的に実施するため、福祉事業者や雇用、教育、障害者団体など各分野の関係者からなる「津南町地域自立支援協議会」において、関係機関が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議します。

※1 ICT

PCだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、さまざまな形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

第2章 計画の評価と見直し

第1節 PDCAサイクルの基本的な考え方

1 PDCAサイクルによる評価と見直し

都道府県と各市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下、「障害福祉計画等」という。）は、「障害者総合支援法」並びに「児童福祉法」に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定めるものとされています。

このことにより、国は第7期障害福祉計画等の基本方針を示しており、より計画の実行性を高めるために、「PDCAサイクル」を導入することなどを示しています。この「PDCAサイクル」とは、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があるときは、計画の変更や必要な措置を講ずることとされています。この方法は、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」の4段階のプロセスを順に実施していくにより、事業の運営管理を行うものです。業務を進めていく上でも、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

2 障害福祉計画等におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画等における「PDCAサイクル」のプロセスは、次のとおりです。

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- 中間評価の際には、津南町地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

◆障害福祉計画等におけるPDCAサイクルのプロセス

基本指針

障害福祉計画等の策定にあたっての基本的な考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する必要な見込量を提示します。

計画 (Plan)

「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービス等の見込量の設定やその他の確保方策等を定めます。

改善 (Act)

中間評価等の結果を踏まえて、必要があると認められるときは、障害福祉計画等の見直し等を実施します。

実行 (Do)

計画の内容を踏まえ、事業を実施します。

評価 (Check)

成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析・評価を行います。

中間評価の際には、津南町地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第3章 令和8年度の成果目標・活動指標の設定

第1節 成果目標・活動指標の設定及び設定にあたっての考え方

本計画では、障害のある人の自立の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために、次の成果目標及び活動指標を設定しました。

これまでの取り組みをさらに推進するため、今までの計画の実績及び地域の実情や、国の示した障害福祉計画等の作成に関する基本指針の改正内容を踏まえ、令和8年度を目標年度として成果目標及び活動指標を定めました。

1 成果目標

第7期津南町障害福祉計画等では、次の6つの目標を掲げ、重点的にサービス体系の整備を行います。

目標1 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

令和8年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※令和5年度末において、第6期障害福祉計画で定めた数値目標が達成されないと見込まれる場合は、当該未達成分の割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値として設定。

- (1) 令和4年度末時点の施設入所者は9人で、令和8年度の施設入所者も9人を目指します。
- (2) 令和4年度末時点の施設入所者が令和8年度までには9人のうち1人が地域生活へ移行することを目指し、新規利用者1人を見込んでいます。

令和8年度末の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者から地域生活へ移行する見込者を1人と見込み、そこに精神病床における長期入院からの退院者等で共同生活援助等での対応が困難な人など施設入所が真に必要と判断される新規施設入所見込者数を踏まえて設定しました。

なお、第6期津南町障害福祉計画の数値目標は、「令和元年度末時点入所者数11人のうち、令和5年度施設入所者数11人、削減見込1人、地域生活移行数2人」と設定されています。

前述のとおり、第6期で設定された数値目標と令和4年度の見込数を比較すると、施設入所者の削減見込数は達成されていますが、地域生活移行者の削減見込数は1人が未達成となり、この人数を令和5年度末の目標値に加えた人数は3人になります。施設入所者等の実情を考慮すると実現は困難であると予想されることから、未達成に相当する人数については今回の目標値に含めていません。

項目		数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)		9人	施設入所者数
令和8年度目標値	目標年度入所者数(B)	9人	利用人員見込
	<目標値> 入所者数削減見込み(C=A-B)	0人	差引減少見込数
	削減率(イ=C/A×100)	0%	減少割合(国指針5%以上)
	<目標値> 地域生活移行者数(D)	1人	施設入所から共同生活援助や在宅生活などに移行する人の見込数
	地域移行率(ア=D/A×100)	11.1%	減少割合(国指針6%以上)

目標2 地域生活支援の充実

①地域生活支援の充実

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備(複数市町村による共同整備を含む。)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

(1)令和8年度までに地域生活支援の充実について検討していきます。

国の基本指針では、「令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点を整備(複数市町村による共同整備を含む。)する。」としているものの、必ずしも整備が進んでいない状況に鑑み、今回の基本指針でも引き続き現行の成果目標を令和8年度まで維持するとしています。さらに、「その機能の充実のため、コ

ーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。」と示されています

当町では、面的整備機能の「緊急時の受け入れ・対応」から整備を進め、その他機能の充実を図り、拠点としての機能の充実を目指していきます。障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、課題に応じた機能・整備体制について、十日町管内・魚沼圏域も含めた関係機関の参画のもと検討していきます。

項 目	拠 点 の 数
令和8年度末時点での地域生活支援拠点	1カ所
運用状況の検討、検証	1回/年
考え方（想定される機能、体制等）	
<p>面的機能整備として「緊急時の受け入れ体制・対応」から整備していく。この項目から整備していくことによって町内の社会福祉資源の確認や基準該当施設への対応依頼を行う。</p> <p>運用状況の検討、検証は自立支援協議会等において行うものとし、ワーキングチームで細かな協議を進めていきます。</p>	

②強度行動障害（※1）を有する者への支援体制の充実

<p>【国の基本指針】</p> <p>令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>

項 目	有 無	考 え 方
令和8年度末時点での支援体制の有無	有	各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

※1 強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊すなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こる状態。

目標3 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

具体的には、以下について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

- ・就労移行支援事業：1.31倍以上さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業：概ね1.29倍以上
- ・就労継続支援B型事業：概ね1.28倍以上

(1) 令和8年度において、福祉施設を退所して一般就労へ移行する人を5人とします。

令和3年度中における一般就労移行者は1名です。

近年の傾向としては一般就労への移行者数は少なく、就労継続支援事業所等からの就労移行支援事業の利用が少ないことが考えられます。令和8年度に2人が就労移行支援事業所等を利用して一般就労できることを目標とします。

項目	数値	考え方
障害者福祉施設利用者		
令和3年度の一般就労移行者数(A)	1人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
<目標値> 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	5人	令和8年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
	5倍	倍率(国指針Aの1.28倍以上)
就労移行支援事業		
令和3年度の一般就労移行者数(C)	0人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
<目標値>	2人	令和8年度において、就労移行支援事業

目標年度の一般就労移行者数 (D)		等を通じて一般就労した者の数
目標値 = D/C	-倍	倍率 (国指針の 1.28 倍以上)
令和4年度末の就労移行支援事業所の数 (E)	0カ所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
<目標値> 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数 (F)	0カ所	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数
就労継続支援A型事業		
令和3年度の一般就労移行者数 (G)	0人	令和3年度において、就労継続支援A型を通じて一般就労した者の数
<目標値> 目標年度の一般就労移行者数 (H)	2人	令和8年度において、就労継続支援A型を通じて一般就労した者の数
目標値 = H/G	-倍	倍率 (国指針 1.29 倍以上)
就労継続支援B型事業		
令和3年度の一般就労移行者数 (I)	0人	令和3年度において、就労継続支援B型を通じて一般就労した者の数
<目標値> 目標年度の一般就労移行者数 (J)	1人	令和5年度福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業所等を通じて、一般就労する人の数
目標値 = J/I	-倍	倍率 (国指針 1.28 倍以上)

②就労定着支援事業の利用者数

【国の基本指針】
 令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

(1) 令和8年度末の就労定着支援事業所の利用者数を2人とします。

令和5年10月現在において1名利用があります。就労移行支援事業所が町外にしかなく、利用対象者も限られることから利用者が増えないことが考えられます。就労支援については、当町でも課題として検討を続けていることから、令和8

年度目標値は、2人が利用することを目指します。

③就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の数

【国の基本指針】

令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

(1)当町において、就労定着支援事業所を新たに設置した場合は就労定着率7割以上を目指します。

令和5年10月時点ではサービスの提供を見込めませんが、サービスの提供体制が整うことを想定して、設定しました。

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度末の就労定着支援事業所の数（A）	0カ所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 令和8年度の就労定着率7割以上の事業所の数（B） 目標値=B/A	1カ所	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

目標4 障害児支援の提供体制の整備等

①障害児支援の提供体制

【国の基本指針】

令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

- ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

(1) 障害児支援の提供体制について、地域のニーズを把握しサービスの確保について、検討を進めます。

項 目	数値／有無	考 え 方
令和8年度末時点での児童発達支援センターの設置	0カ所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
令和8年度末時点での障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する
令和8年度末時点での主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	0カ所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する
令和8年度末時点での主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	0カ所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

②医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】
 令和8年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

(1)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、対象児が限られており、必要に応じ各機関と連絡を取り合い協議しています。また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置については、協議の場と同様に対象者が限られているため、常設は難しいと考えていますが、保健師活動でその役割を担っています。

項 目	設置等の有無
令和8年度末時点での協議の場	有 (常設ではなく、必要に応じ協議する)
令和8年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	有

目標5 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】
 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

- (1)知的・身体・精神の三障害に加え、発達障害、高次脳機能障害、難病、障害のある児童等への専門性の高いケースや世帯全体への支援ケース、地域移行や転入転出などの広域対応、触法障害ケースへの相談支援を行えるように相談支援体制の整備を目指します。
- (2)体制の充実・強化のために情報の周知やサービス提供につながない人に対しての対応について見直し、強化を目指します。

項目	数値	考え方
令和8年度末時点での基幹相談支援センターの設置	0か所	関係機関と設置について検討する
項目	有無	考え方
令和8年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	地域の相談事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援などを行う

目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

- (1) 県等が実施する各種研修会について、町担当部署の職員が積極的に参加し、知識を身につけられるよう努めます。
- (2) 審査結果の共有により、事業所等の運営が効率的になるよう、事業所や関係自治体等と共有する体制整備を目指します。

項目	有無	考え方
令和8年度末時点での障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	県等が実施する研修会の周知や参加をする。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有をする。

2 活動指標

活動指標とは、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その確保状況の進捗を成果目標とともに定期的に分析・評価していきます。具体的にはサービスの必要量の見込と実績との差を分析します。

また、成果目標としては定めてはいませんが、次の2つの取組についても記載の通りに活動指標を設定します。

1. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	数 値	考 え 方
協議の場の開催回数	1回/年	近隣市と共同での開催をし、必要な回数の開催を行う。
協議の場への参加者数	20人	保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数。
目標設定および評価の実施回数	1回/年	近隣市と共同で行う。

2. 発達障害者等に対する支援

項 目	数 値	考 え 方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	現時点において、要望等もないため、令和8年度末時点での利用も見込まれないと想定する。
ピアサポートの活動への参加人数	0人	
ペアレントメンターの人数	0人	令和8年度末時点において、該当の方がいないと見込まれるため。
巡回相談	24回/年	第6章「巡回支援専門員整備事業」にて詳細を記載する。
育ちの相談	5日/年	保育園の保護者に大学教授等の専門員を交えて個別相談を実施する。
就学相談	10件/年	年長児の保護者に入学に向けた個別相談を実施する。

成果目標	活動指標として用いる項目
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数・利用日数 ○自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数・利用日数 ○就労移行支援の利用者数・利用日数 ○就労継続支援（A型・B型）の利用者数・利用日数 ○短期入所（福祉型、医療型）の利用者数・利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助（グループホーム）の利用者数 ○地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
2 地域生活支援拠点等における機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○当町もしくは魚沼圏域における地域生活支援拠点の整備における検討会議 ○複数の機関が分担して機能を担う面的整備における検討会議
3 福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○就労移行支援の利用者数・利用日数 ○障害者就労支援事業所から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型・B型） ○就労定着支援の利用者数
4 障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
5 地域の相談支援体制の充実・強化、基幹相談支援センター設置の検討等	<ul style="list-style-type: none"> ○相談件数（3障害以外からのもの含む） ○新規相談受付件数 ○新規計画作成件数 ○基幹相談支援センター設置にかかる検討
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会への参加回数、人数 ○審査結果の共有回数

第4章 指定障害福祉サービスの見込量

第1節 指定障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

指定障害福祉サービスの各事業についてサービス見込量を定めました。これらの見込量は、第3章で定めた成果目標や活動指標との整合性を図りながら令和6～8年度の利用見込量を推計しました。

それぞれのサービスの見込量の設定にあたっては、サービス提供事業所のサービス体系の見直し時期や実施する事業内容などの事業計画とも密接に関係することから、令和5年8月に実施したアンケート結果からサービス見込量を設定しました。

1 訪問系サービス

【サービス利用の現状】

令和5年10月現在、居宅介護の利用者は、7人です。最近の利用者数は、増加傾向にあります。同行援護の利用者は、身体障害者（視覚）3人で、週末の自宅からグループホームへの身体介護を含む移動の支援をしています。

なお、重度障害者等包括支援については、令和5年10月現在、町内において県の指定を受けた事業所はありません。

【サービス内容及び利用見込量】

(1) 居宅介護

ヘルパーが訪問し、自宅において入浴や食事の提供などの身体介護や、調理や掃除・洗濯などの家事援助といった日常生活上の介助をします。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	42	48	54
	人/月	7	8	9

<算出根拠>

○令和5年10月現在、利用者は7人、月平均6時間/人。利用実績の伸びなどを踏まえ、新規利用者を1人増と推定し、これに上記の月平均時間を乗じて算定しました。

(2) 行動援護・同行援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援

「行動援護」は、知的障害や精神障害により、自分ひとりで行動することが難しく常に介護が必要な人に、行動するときや外出するときに必要な介助をします。

「同行援護」は、視覚障害により移動に著しい困難のある人が外出する時に同行し、移動や外出先で必要な援助などを行います。

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により日常の行動に著しい困難のある人で、常時介護を要する人に自宅及び入院先において入浴など日常生活上の介助のほか、外出するときの移動の介助を行います。

「重度障害者等包括支援」は、寝たきりや呼吸管理を行っているなど常に介護が必要な重度障害のある人（その介護の程度が他の人に比べて非常に高い人）へ、居宅介護や重度訪問介護など障害福祉サービスを包括的に支援します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間/月	6	6	8
	人/月	3	3	4
重度訪問介護	時間/月	498	498	498
	人/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

<算出根拠>

- 上記4事業のうち同行援護、重度訪問介護以外にサービス利用者はいないが、令和6年度以降の利用者を想定して、利用者数と利用時間を見込みました。
- 行動援護は、サービスの提供内容の制約や報酬等の条件から、よりサービス内容が柔軟な移動支援を代替的に利用することが多かった経緯もあり、利用は見込めないと判断しました。
- 同行援護は、現在の利用者3人に加え令和8年度に1人増を想定した。利用時間は現在の利用時間の月平均2時間/人により算定しました。
(令和6～7年度) 3人×2時間＝6時間 (令和8年度) 4人×2時間＝8時間
- 重度訪問介護は、令和5年10月現在1人の利用があり、498時間/月の利用をしています。継続利用を見込みました。
1人×498時間/月＝498時間
- 重度障害者等包括支援は、サービス提供を行える従事者要件が厳しいなどの理由により、近隣市町村においてもサービスを実施していないことから、利用は見込めないと判断しました。

【訪問系サービス見込量の確保のための方策】

- 三障害及び難病等に対応できるヘルパーの人材確保や質の向上を図るため、国や県等が実施する各種研修会の開催など事業者への情報提供を進めます。
- 十日町管内では未実施のサービスについて、事業者と連携しながら実施事業者の確保に努めます。
- 近隣市町村のサービス提供事業者の把握に努め、当町住民が利用できるような体制づくりを進めます。また、利用者が事業者を自由に選択できるように利用者へ分かりやすく情報提供します。
- 介護給付費の支給にあたり、必要な予算措置を行います。

2 日中活動系サービス

【サービス利用の現状】

日中活動系サービスは、施設において昼間の活動を支援するサービスです。

令和5年10月現在、日中サービスを利用している人は、生活介護18人、就労移行支援3人、就労継続支援A型10人、就労継続支援B型40人、就労定着支援1人、療養介護3人の計75人になります。最近の利用状況をみると、就労継続支援A型、B型共に利用者数は横ばいですが、就労移行支援、就労定着支援の利用者が増えています。また、施設入所者等の昼間の活動として生活介護のニーズが増えています。

【サービス内容及び利用見込量】

(1)生活介護

常に介護が必要な人に、施設内で入浴や排せつ、食事の提供などの日常生活の支援や、軽作業など創作的活動の機会の提供などを行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	392	392	392
	人/月	20	20	20

※人日/月＝人数×利用日数/月 (例) 1人×月に10日利用＝10人日/月

<算出根拠>

○令和5年10月現在の利用者は18人、内訳は、在宅3人、施設等15人。

利用日数は月平均(在宅)10日/月、(入所等)22日/月として計上しました。

○現在の利用者18人の継続利用と新規利用者を見込んで計上しました。

在宅新規利用者1人増、施設入所等利用者1人増を見込みました。

○在宅4人×10日/月＝40人日、入所等16人×22日/月＝352人日 計392人日/月

(2)自立訓練(機能訓練・生活訓練)

機能訓練は、支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活や社会生活が送れるよう身体機能や生活能力向上のために必要な訓練や支援を行います。

生活訓練は、支援が必要な知的障害と精神障害のある人を対象に、自立した生活が送れるよう生活能力向上のために必要な訓練や支援を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	22	22	22
	人/月	1	1	1

自立訓練	人日/月	44	44	44
(生活訓練：日中)	人/月	2	2	2
自立訓練	人日/月	44	44	44
(生活訓練：夜間)	人/月	2	2	2

<算出根拠>

自立訓練（機能訓練）

○令和5年10月現在、利用者はいません。当町から通える距離に本サービスがないため、施設入所との併用が考えられます。

○過去の利用実績などを勘案して、令和8年度までに毎年1人の利用を見込んだ数値に22日/月を乗じて計上しました。

（令和6～8年度）1人×22日/月＝22人日/月

自立訓練（生活訓練：日中、夜間）

○令和5年10月現在の利用者は2人。

○令和6～7年度にサービス終了予定者がいるが、過去の利用実績などを勘案し、令和8年度までに毎年1人の利用を見込んだ数値に22日/月を乗じて計上しました。

（令和6～7年度）継続利用者2人×22日＋新規利用者1人×22日/月
＝66人日/月

（令和8年度）継続利用者2人×22日＝44人日/月

(3) 就労選択支援

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人	0	3	3

<算出根拠>

○体制の整備、検討を行い令和7年度から3人の利用を想定。

(4) 就労移行支援

一般就労を希望し、知識や能力の向上のほか職場開拓を通じて就労が見込まれる65歳未満の人を対象に、様々な就労訓練や実習、職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	44	44	44
	人/月	2	2	2

<算出根拠>

- 令和5年10月現在の利用者は2人。
- 継続利用と新規利用者を考慮し毎年2人の利用を見込みました。
(令和6～8年度) 2人×22日/月=44人日/月

(5) 就労継続支援 (A型・B型)

一般の会社などで働くことが難しい人に、知識や能力の向上のための訓練のほか施設内で働く場所の提供などを行います。

① A型：雇成型

利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会や生産活動を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練を行います。

② B型：非雇成型

雇用契約を結ばず一定の賃金水準のもと、就労の機会や生産活動を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	人日/月	220	242	242
	人/月	10	11	11
就労継続支援 (B型)	人日/月	810	830	850
	人/月	41	42	43

<算出根拠>

(A型)

- 令和5年10月現在、本サービスの利用者は10人。
- 利用実績は横ばいです。
- 事業所の受け入れ数や就労継続支援B型からの移行実績を勘案し令和7年度、8年度は1人増を見込みました。
- 月に22日利用として計上した。
(令和6年度) 10人×22日/月=220人日/月
(令和7年度) 11人×22日/月=242人日/月
(令和8年度) 11人×22日/月=242人日/月

(B型)

- 令和5年10月現在、本サービスの利用者は40人。
- 事業所の受け入れ数及びA型への移行実績、最近の傾向から在宅からの新規の利用を勘案し毎年1人増を見込みました。
- 新規の利用者等月10日の利用者を1人、それ以外の利用者が月20日の利用として計上しました。
- (令和6年度) $40 \text{人} \times 20 \text{日/月} + 1 \text{人} \times 10 \text{日/月} = 810 \text{人日/月}$
- (令和7年度) $41 \text{人} \times 20 \text{日/月} + 1 \text{人} \times 10 \text{日/月} = 830 \text{人日/月}$
- (令和8年度) $42 \text{人} \times 20 \text{日/月} + 1 \text{人} \times 10 \text{日/月} = 850 \text{人日/月}$

(6) 就労定着支援

「就労定着支援」は、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

具体的には、企業・自宅等への訪問や障害者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導助言等の支援を実施します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人	1	2	2

<算出根拠>

- 令和5年10月現在、本サービスの利用者は1人。就労移行支援の利用者や一般就労への移行者を想定し、令和7～8年度は2名の利用を見込みました。

(7) 療養介護

医療的ケアが必要で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や看護のほか社会参加活動支援などを行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	3	3	3

<算出根拠>

- 令和5年10月現在、重症心身障害児(者)施設に入所している3人(18歳以上の人)を計上しました。

(8)短期入所

介護を行う人が病気の場合など、入浴や食事の提供や日常生活上の介助を受けるために施設に短期間入所することができます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人日/月	9	9	9
	人/月	3	3	3
短期入所（医療型）	人日/月	3	3	3
	人/月	1	1	1

<算出根拠>

（福祉型）

○令和5年10月現在、福祉型の利用者（支給決定者）は3人です。町内に利用可能な事業所があることや、利用実績および相談事例をもとに利用者を3人と推定しました。

○利用日数は過去の利用実績を勘案して1人あたり月平均3日に設定しました。

（令和6～8年度）3人×3日/月＝9人日/月

（医療型）

○令和5年10月現在、医療型の利用者（支給決定者）は障害児1人です。

○令和6年度以降も利用者は1人と推定。利用日数は過去の利用実績を勘案して月平均3日と設定しました。

【日中活動系サービスの見込量の確保のための方策】

□障害のある人の地域生活を進めるには、日中活動の場の確保が重要です。サービスの利用ニーズなどを踏まえ、十日町管内では未実施のサービスについて事業者と連携しながら実施事業者の確保に努めます。

□サービス利用希望者の把握に努め、サービス提供事業者などの情報を利用者へ分かりやすく提供します。

□就労移行支援事業や就労継続支援事業について、障害のある人とその家族、地域の関係機関・団体、事業所と十分連携を図りながら、就労支援を行います。

□町内の企業による特別支援学校及び就労継続支援事業所の見学や体験・実習の受け入れを推進し、一般就労への支援を行います。

□短期入所について、身近な地域でサービスが利用できるよう、事業者と連携しながら提供体制の確保に努めます。

□介護給付費・訓練等給付費の支給にあたり、必要な予算措置を行います

3 居住系サービス

【サービス利用の現状】

居住系サービスは、施設などにおいて夜間の生活の場を提供するサービスです。

令和5年10月現在、施設入所支援を利用されている人は9人、共同生活援助を利用されているかたは25人で計34人の人が居住系サービスを利用しています。

【サービス内容及び利用見込量】

(1) 自立生活援助

「自立生活援助」は、グループホーム等から居宅への移行を希望する知的障害者や精神障害者など等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	1	1	1

<算出根拠>

○令和5年10月時点ではサービスの提供を見込めませんが、今後、サービスの必要性から提供体制が整うことを想定し、アンケート調査でも利用ニーズがあったことから毎年1人の利用を見込みました。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助」は、障害のある人に主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護など日常生活上の援助を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	27	28	29

<算出根拠>

○令和5年10月現在、本サービス利用者は25人です。現在の利用者が継続し、町内グループホームに数名の空きがあることや町外のグループホームの利用を見込み、令和6年度以降、1名ずつ増

○施設入所から共同生活援助への移行者を令和8年度までに1人と推定しました。

(3)施設入所支援

介護が必要な人に居住の場を提供し、夜間や休日において食事の提供や入浴、排せつなど日常生活上の介助を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人	10	10	9

<算出根拠>

- 令和5年10月現在、本サービス利用者は9人。
- 施設入所から共同生活援助等への移行者を令和8年度に1人見込みました。
- 地域移行が困難であり、施設入所が真に必要と判断される新規利用者を令和6年度1人増として見込みました。

【居住系サービスの見込量の確保のための方策】

- 障害のある人の地域移行を進めるには、日中活動の場の確保も重要で、ニーズなどを踏まえ、サービス事業者と連携しながら実施事業者の確保や機能の充実に努めます。
- サービス利用希望者の把握に努め、サービス提供事業者などの情報を利用者へ分かりやすく提供するとともに、見学会の実施などの啓発活動や利用希望者による体験の場を設けることで、サービスへの理解を深めます。
- 介護給付費・訓練等給付費の支給にあたり、必要な予算措置を行います。

4 相談支援

【サービス内容及び利用見込量】

(1) 計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

津南町では現在サービス等利用計画は対象者すべてで作成されています。

『計画相談支援』は、サービス利用支援（計画の作成）と継続サービス利用支援（モニタリング）があり、支給決定時に必要なサービス等利用計画の作成や決定後に定期的なモニタリングを行い、サービス利用の見直しを行います。

『地域相談支援』には、「地域移行支援」と「地域定着支援」があります。「地域移行支援」では、施設入所や精神科病院に入院している障害のある人などが、退所・退院する際に住居の確保、地域生活に移行するための活動や相談支援を行います。「地域定着支援」では、退所退院後の地域生活において常に連絡を取れる体制をとり、相談や緊急対応に備えます。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	81	83	85
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

<算出根拠>

計画相談支援

○令和5年10月現在、当町において障害福祉サービスの支給決定者は79人です。

すべての対象者にサービス等利用計画を作成することを前提とします。最近の支給決定者の伸び率は横ばい傾向であるが、サービス利用者の見込みを勘案し年2人の増加を見込みました。

（地域移行支援）

○令和5年10月現在、本サービス利用者はいないが、施設入所者または精神科病院入院者からの利用を毎年1人と推計しました。

（地域定着支援）

○令和5年10月現在、本サービス利用者はいないが、地域移行支援の利用者もしくは、在宅での生活環境の激変による支援の必要な人を毎年1人と推計しました。

【計画相談支援、地域相談支援の見込量の確保のための方策】

- すべてのサービス利用者に計画相談支援を実施するため、当町の相談支援専門員だけでなく、圏域の相談支援事業所や関係機関と連携を取って体制整備を図ります。
- サービス対象者の把握に努め、相談支援事業所と連携しながら利用者の効果的かつ効率的なサービス利用を図ります。
- 相談支援に関する支給にあたり、必要な予算措置を行います。

第5章 障害児通所支援事業等の見込量

第1節 障害児通所支援事業等の見込量と確保のための方策

平成24年4月から、身近な場所で適切な支援が受けられるようにするとともに、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図るため、児童福祉法の一部が改正され、障害児支援に関する制度が再編されました。

それにより、平成23年度まで障害種別で分かれていた障害児施設のうち、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」（実施主体：市町村）とし、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」（実施主体：都道府県）とされました。

また、新たに障害のある児童が保育所等における集団生活へ適応するための支援として保育所等訪問支援が、さらに相談機能を強化し適切な支援を受けることができるよう障害児相談支援がそれぞれ創設されました。

さらに、平成28年の法改正に伴い、重度の障害等のため外出が難しい障害のある児童への居宅での発達支援が提供できるよう「居宅訪問型児童発達支援」が創設されるなど、障害のある児童に対する支援の創設や拡充がされるとともに、障害児支援に係る提供体制の計画的な構築をさらに推進するため、障害児福祉計画の策定が義務化されました。

そして、令和元年10月から「就学前障害児の発達支援の無償化」が実施され、障害のある児童の支援に係る支援体制はさらに拡充されました。

障害児通所支援については、身近な場所における適切な支援を推進するため、過去の実績を踏まえた令和8年度の目標値とその方策を定めます。

1 障害児通所支援事業等

【サービス利用の現状】

令和5年10月現在、障害のある児童のサービス利用状況は、障害児相談支援が4人、放課後等デイサービスが2人、児童発達支援が4人です。サービス利用は微増傾向であり、家族が病気になった時など緊急時の利用や地域ニーズを考慮すると、今後は利用が伸びる可能性があります。

【サービス内容及び利用見込量】

(1) 児童発達支援（㊦児童福祉法に基づく障害児支援）

障害を持つ18歳未満の人に、事業所内で日常生活動作の訓練や集団生活への適応訓練などを行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	時間/月	12	15	15
	人/月	4	5	5

<算出根拠>

○令和5年10月現在、本サービス利用児童は4人。利用実績から令和7～8年度から5人の1人増を見込みました。

○事業所の受け入れ状況から、1人月3日、1回1時間を推計しました。

(令和6年度) 4人×3日/月×1時間/回=12時間/月

(令和7～8年度) 5人×3日/月×1時間/回=15時間/月

(2) 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と障害のある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うもので、学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などのサービスを行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	時間/月	48	24	24
	人/月	2	1	1

<算出根拠>

○令和5年10月現在、本サービス利用（支給決定）児童は2人です。長期休暇中等の利用があります。

○過去の利用実績により、月4日、1回6時間を推計しました。

(令和6年度) 2人×4日/月×6時間/回=48時間/月

(令和7～8年度) 1人×4日/月×6時間/回=24時間/月

(3) 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

<算出根拠>

- 令和5年10月現在、本サービス利用児童はいません。
- 近隣市町村において、この事業を実施している事業所がないため、当町では、この事業とは別に専門家による保育園等への巡回相談を実施し、保育や教育内容の向上を図っています。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害のある児童であって、障害児通所支援を利用することが困難な障害のある児童に発達支援ができるよう、障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

<算出根拠>

- 令和5年10月時点では、ニーズを見込めず、サービスの提供も見込めないため、現段階では利用は見込めないと判断しました。

(5) 障害児相談支援

障害のある児童が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングの実施(継続障害児支援利用援助)等の支援を行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人	4	5	5

<算出根拠>

- 令和5年10月現在、本サービス利用児童は4人です。令和6年度以降、障害児

通所支援を利用する見込みの児童数を積み上げて計上しました。

(6)医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1	1	1

<算出根拠>

- 令和5年10月現在、医療的ケア児等コーディネーターは配置されていません。対象児が限られており、保健師活動の中でその機能を担っていくとともに医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を受講し体制整備を図る。

【障害児通所支援事業等の見込量の確保のための方策】

- サービス提供体制の充実と利便性の向上について、関係機関と連携しながら進めます。
- 近隣市町村のサービス提供事業者の把握に努め、障害のある児童やその家族が利用できるような体制づくりを進めます。
- 各種社会資源の活用のほか、近隣自治体との連携など広域的な実施も含め、効率的・効果的な事業の実施を進めます。
- 事業内容やサービス提供事業者について、障害のある児童やその家族などに分かりやすく情報提供します。
- ニーズにより、当町で未実施の事業について実施を検討します。併せて、事業者と連携しながらサービス提供事業者の確保に努めます。
- 障害児通所給付費の支給にあたり、必要な予算措置を行います。

第6章 地域生活支援事業の見込量

第1節 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

障害者総合支援法では、障害のある人がその能力や適性に応じた自立生活を送ることができるように、地域の特性や実情に応じて居宅介護や施設入所などの第4章で述べた指定障害福祉サービスとは別に、市町村が独自に福祉サービス（地域生活支援事業）を行うこととされています。

事業内容には、障害福祉サービスであった事業や県が実施していた事業のうち、市町村地域生活支援事業に移されたものが多くあります。

本事業のうち、以下の10項目が法律上整備しなければならない必須事業です。

- ①障害のある人等の理解を深めるための「理解促進研修・啓発事業」
- ②障害のある人やその家族等の地域における自発的な取り組みを支援する「自発的活動支援事業」
- ③障害のある人等が自立した日常生活等を営むための「相談支援事業」
- ④障害のある人の権利と財産を守るための「成年後見制度利用支援事業」
- ⑤法人後見実施のための研修等を行う「成年後見制度法人後見支援事業」
- ⑥聴覚障害のある人などが利用できる「意思疎通支援事業」
- ⑦日常生活上の便宜を図るための「日常生活用具給付等事業」
- ⑧視覚障害者等との交流活動の促進や手話奉仕員の養成研修を行う「手話奉仕員養成研修事業」
- ⑨外出の支援を行う「移動支援事業」
- ⑩障害のある人の日中活動の場となる「地域活動支援センター機能強化事業」

このほか、地域の実情に応じて必要な事業を各自治体において定めることとされています。本事業は、各自治体が主体となって行う事業のため、利用の手続きや利用者負担金などは、事業者や近隣自治体と協議しながら津南町が独自に決めました。

今後もニーズに応じて、実施されていない事業についても実施を検討していきます。

1 必須事業

【サービス利用の現状】

(1) 理解促進研修・啓発事業

当町では、障害に対する理解を深めるため、町の広報紙やホームページを通じた情報発信を行っています。令和4年度には町内障害福祉事業所の紹介動画をワーキングチームで作成しました。事業所の雰囲気や活動内容の理解を促進していきたいと考えています。また、町主催のイベントなどで障害のある人から授産品

を販売してもらうことで、障害に対する住民への理解と偏見を取り除く機会につながることを期待しています。

津南町障害者福祉施設「いこいの家」では、誰もが立ち寄れる場所として多目的交流スペースを設け、地域との交流の場を提供しています。令和3年度から「津南町障害者等レクリエーション活動等支援事業」を活用し、交流の機会を増やし、住民の障害に対する理解を深められる取組を行っています。

(2) 自発的活動支援事業

この事業は、障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援するものです。町では、今後も障害のある人や障害者団体などで自主的に取り組んでいる活動等に対して、支援の必要性を検討していきます。

(3) 相談支援事業

町福祉保健課や保健師の訪問などによる相談のほか、相談支援事業所3か所に事業委託し、相談支援活動を行っています。事業所における相談実績をみると、福祉サービスや障害・病状、健康・医療、日常生活、人間関係の悩みなど多様な相談が多く寄せられています。

なお、平成24年4月の法改正により相談支援体系の見直しが行われ、従来の相談支援事業の他に、町の指定を受けてサービス等利用計画の作成やモニタリングを行う指定特定相談支援事業者と指定障害児相談支援事業者、県の指定を受けて地域移行や地域定着支援を行う指定一般相談支援事業者に分類され、第3部第4章で述べている障害福祉サービスの支給決定(または利用開始)に係る支援を行っています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

当町では、平成19年4月に「津南町成年後見制度利用支援事業実施要綱」を制定しました。この制度は、成年後見制度の利用の際、必要となる費用を負担することが困難な人に対して、町が助成を行うものです。今後も障害のある人やその家族の高齢化に伴い、利用が見込まれます。

令和4年4月には町地域包括支援センター内に、中核機関として「津南町成年後見センター」が設置されました。成年後見センターは様々な役割がありますが、主に相談支援、普及啓発、申立て支援を行います。今年度実施したアンケートから成年後見制度の認知度が低いことも分かり、成年後見制度の周知広報を行い、利用促進に努めていきます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

令和5年10月現在、本事業は実施していませんが、障害のある人やその家族の高齢化に伴い、利用が見込まれる事業です。

今後は社会福祉協議会や法人、NPO 法人等と連携しながら、法人後見制度が適正に行えるための体制整備等について検討していきます。

(6) 意思疎通支援事業

当町では、令和5年10月現在で、隣市在住の手話通訳者7人、要約筆記者18人から登録いただき、申請があった場合に派遣する体制をとっています。令和5年10月現在、利用者は2人です。障害のある人にとっては手話通訳者や要約筆記者による支援は必要不可欠です。今後は、支援が必要な人に対して利用してもらえるように、事業の周知に努める必要があります。

(7) 日常生活用具給付事業

障害の状態に応じて様々な支援用具を給付しています。令和4年度の利用者は21人で、排せつ管理支援用具（ストーマ）が16人と一番多くなっています。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

この事業は、聴覚障害者等との交流活動の促進や、当町の広報活動などの支援者として期待されるものですが、令和5年10月現在、本事業は実施していません。

聴覚障害者等にとって、コミュニケーションをとれる手段は限られていることから、今後はニーズを把握しながら、手話奉仕員を養成していくことが求められています。

(9) 移動支援事業

令和5年10月現在、1名が利用しています。余暇支援でのニーズはありますが、公共交通機関での移動手段の不足から利用が進んでいません。

利用希望者のニーズに沿った支援の手段について、関係機関とともに検討する必要があります。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

令和3年度から、当町で事業委託している基礎的事業について、Ⅲ型の機能強化事業を実施しています。

【サービス内容及び利用見込量】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

<算出根拠>

○町の広報紙やチラシ配布、ホームページを通じた啓発活動を行っています。引き続き活動の拡充を図っていく必要があります。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

<算出根拠>

○町では障害者団体の自発的活動について支援を行っています。今後も、自主的に取り組んでいる活動等があれば支援をしていきます。

(3) 相談支援事業

障害のある人や、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業				
①障害者相談支援事業	箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無

<算出根拠>

(相談支援事業について)

- 障害者相談支援事業（基本相談）は、令和5年10月現在、町内1カ所及び十日町市2カ所の相談支援事業所で行っています。令和6年度以降も継続体制で行うことを見込みました。
- 基幹相談支援センター等機能強化事業の実施については、地域の実情を考慮した上で、十日町市・津南町障害福祉関係機関連絡調整会議等で検討していきます。
- 住宅入居等支援事業は、令和5年10月現在、実施していません。ニーズも現在のところ見込めません。

(4)成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用又は利用しようとする知的障害のある人または精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	3	3	3

<算出根拠>

- 令和5年10月現在、利用者は2人です。令和6年度以降、利用者を1人増加と見込んで計上しました。

(5)成年後見制度法人支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人支援事業	実施の有無	有	有	有

<算出根拠>

- 令和5年10月現在、本事業は実施していません。令和6年度より津南町成年後見センター、関係機関、近隣市町村に設立されたNPO法人等と連携しながら研修の実施や体制の整備を検討し必要に応じて実施を検討します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能又は音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人及び児童に対し、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	4	4	4
②手話通訳者設置事業	実設置見込み者人数	0	0	0

<算出根拠>

○令和5年10月現在、手話通訳者は常設していません。手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、近隣市町村の手話通訳者7人、要約筆記者18人から登録いただいております。令和6年度以降は2人の利用を見込み、年2回の利用を計上しました。

(7) 日常生活用具給付等事業

自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	1	1	1
②自立生活支援用具	給付等見込み件数	2	2	2
③在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	2	2	2
⑤排泄管理支援用具	給付等見込み件数	240	240	240
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等見込み件数	1	1	1

<算出根拠>

○令和6年度以降も利用数に変動が見込まれないことから、令和2年度～令和4年度の平均値を参考に算出しました。

(8)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進や、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	1	1	1

<算出根拠>

○令和5年10月現在、本事業を開始していない。地域ニーズを調査したうえで、必要となった場合の養成講習修了者数を見込みました。

(9)移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出をするための支援を行う事業です。

町内で本事業に対応できる事業所がなく、町外事業所に頼らなくてはならないのが課題です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実利用見込み者数	2	2	2
	延べ利用見込み時間数	52	52	52

<算出根拠>

○令和5年10月現在、1人の利用があります。相談事例を勘案し2人とその時間数を見込みました。

○1人×3時間/月×12ヶ月、1人×8時間×2回/年

(10)地域活動支援センター（機能強化）事業

創作的活動や生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進といった多様な活動を提供するなど、日中活動の場を設けます。

【基礎的事業】地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動や生産活動の機会の提供などの支援を行います。

【機能強化事業】基礎的事業に加え、本事業の機能強化を図るため、次の事業を行います。

I型：専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整をはじめ、地域住民ボランティアの育成、障害への理解促進を図るための普及啓発などの事業を行います。

※1日あたりの実利用人員が概ね20人以上の事業所

II型：地域において雇用や就労が困難な在宅障害者に、機能訓練や社会適応訓練、入浴などのサービスを行います。

※1日あたりの実利用人員が概ね15人以上の事業所

III型：通所した障害者に、生活訓練、作業訓練など必要な支援を行う事業です。これは、今までの小規模作業所を想定しています。

※1日あたりの実利用人員が概ね10人以上の事業所地域の实情に応じて、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害のある人の地域生活支援の促進を図ることを目的として行う事業です。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	か所	1	1	1
	人/月	43	44	45
他市町村分	か所	2	2	2
	人/月	4	4	4

<算出根拠>

(自市町村分)

○現在事業委託している事業所数を計上しました。平成28年度に建物を新築したことなどにより大幅に登録者が増えたが、新型コロナウイルスの影響もあり、近年は横ばい傾向であった。令和4年度は微増傾向にあるため、令和6年度から毎年1人の増を見込んで計上しました。

(他市町村分)

○令和5年10月現在利用している事業所数を計上した。利用は横ばい傾向であるため令和5年10月現在の利用者4人を見込んで計上しました。

2 任意事業

【サービス利用の現状】

令和5年10月現在において、日中一時支援事業、巡回支援専門員整備事業、自動車改造費・自動車運転免許取得費助成事業の利用があります。特に日中一時支援事業については、平成29年度に町内で事業を開始し、利用者が増えています。

【サービス内容及び利用見込量】

(1) 日中一時支援事業

日中に付き添う人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な人に日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常動作の訓練などを行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用 見込み者数	6	7	8

<算出根拠>

- 令和5年10月現在の利用者は共同生活援助（グループホーム）が3人、在宅が3人です。
- 利用は横ばい傾向ですが、平成29年度に町内で日中一時支援を開始したことや相談事例などから、在宅もしくは共同生活援助（グループホーム）から年1人ずつの利用増を見込みました。

(2) 巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場へ巡回等支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
巡回支援専門員整備	巡回数/年	24	24	24
	人/年	1	1	1

<算出根拠>

- 令和5年10月現在、専門員は1人。引き続きの配置を見込みました。
- 巡回支援には、町内の保育園等へ24回/年実施することを見込みました。

(3) 自動車改造助成事業

身体障害者手帳所持者（介護者運転含む）の自動車改造費用の一部を助成することで、障害のある人の就労や社会参加を支援します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	件/年	1	1	1

<算出根拠>

○過去の実績から、毎年1件の利用を見込み計上しました。

(4) 自動車運転免許取得費助成事業

障害者手帳所持者（三障害共通）の自動車運転免許取得費用の一部を助成することで、障害のある人の就労や社会参加を支援します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	1	1	1

<算出根拠>

○過去の実績から毎年1件の利用を見込みました。

(5) 訪問入浴事業

居宅等において入浴サービスを提供し、障害者等の身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図ることを目的とする。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	件/年	2	2	2

<算出根拠>

○令和5年10月現在の利用者は2人です。

○現在の利用者の継続利用を見込んでいます。

(6) レクリエーション活動等支援事業

障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等のレクリエーション活動等を行うことにより、障害のある人の就労や社会参加を支援します。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
レクリエーション活動等支援事業	回/年	12	12	12

<算出根拠>

○月1回の事業実施を見込み計上しました。

3 その他の事業

独自に実施するサービス・支援をしています。

【サービス利用の現状】

(1)川西高等特別支援学校通学支援事業

県立川西高等特別支援学校の生徒とその家族の日常生活を支援し、特別支援教育の向上を図るため、通学するための車両の運行する通学支援を実施しています。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
川西高等特別支援学校通学支援事業	人	8	9	9

<算出根拠>

- 令和5年度の利用者数は、1年生3人、2年生3人、3年生2人の計8人です。
- 同校へ進学する可能性がある生徒数を関係機関から聞き取り、その全員が利用すると想定し、令和6年度2人、令和7年度5人、令和8年度は不明のため2人と見込み、卒業生を差し引き算出しました。

(2)津南町重度心身障害者(児)見舞金事業

身体障害者手帳1～3級、又は療育手帳Aを所持しており、かつ所得税非課税世帯のかたを対象に、8月と12月の年2回見舞金を支給する事業です。1回当たりの支給額としては、障害児福祉手当1ヵ月分と同額となります。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
津南町重度心身障害者(児)見舞金事業	人	72	70	68

<算出根拠>

- 令和5年8月の対象者数は74人です。
- 身体障害者手帳の所持者が徐々に減少していることを勘案し対象者数を見込みました。

(3)心身障害者(児)施設入所者の送迎等交通費補助

心身障害者(児)施設の入所者とその家族の交流を奨励するため、交通費の一部を補助しています。補助金の額は、入所者の出身世帯の最寄りの駅から施設までに要する電車賃及びバス賃に換算して求めた交通費の一部としています。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所心身障害者交通費助成事業	人	16	15	14

<算出根拠>

- 令和5年度の対象者数は17人です。
- 入所者等の人数が徐々に減少していることを勘案し対象者数を見込みました。
なお、支援者の高齢化により施設への訪問等の回数も減少しています。

(4)津南町障害者等施設通所交通費助成事業

公共交通機関や自家用車を使って施設に通所している障害者等を対象に、4月と10月の年2回交通費を一部助成する事業です。平成28年度から始まった事業で、本事業により障害者等の自立や社会復帰の促進を図ります。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者等施設通所交通費助成事業	人	25	26	27

<算出根拠>

- 令和5年10月の利用者数は24人です。
- 日中活動系の障害福祉サービス等や地域活動支援センターの利用者や児童発達支援の利用者も増加と見込んでいることから今後も利用が増加すると見込みました。

(5)津南町人工透析患者通院費助成事業

町内に住所があるかたで、じん臓機能障害のため血液透析療法を必要とするかたに対して医療機関までの通院費用を助成する事業です。3月と9月の年2回半年分の定額補助金を支給しています。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人工透析患者通院費助成事業	人	8	8	8

<算出根拠>

- 令和5年10月の利用者数は8人です。
- 現在の利用者数を継続で見込みました。

(6)津南町人工透析患者送迎サービス事業

町内に住所がある人工透析患者のうち、自力で通院することが困難な人に対して通院のための送迎サービスを行う事業です。平成27年度から始まった事業で民間の福祉タクシー会社と提携し、毎週月曜日から土曜日に対象者の送迎を実施しています。

事業名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人工透析患者送迎 サービス事業	人	7	7	7

<算出根拠>

- 令和5年10月の利用者数は7人です。
- 人工透析が必要な人のニーズはこれからも想定されますが、利用者の死亡や転出等による減少も見込み同数で計上します。

【地域生活支援事業の見込量の確保のための方策】

- サービス提供体制の充実と利便性の向上について、事業者と連携しながら進めます。
- 近隣市町村のサービス提供事業者の把握に努め、当町住民が利用できるような体制づくりを進めます。
- 各種社会資源の活用のほか、近隣市町村との連携など広域的な実施も含め、効率的・効果的な事業の実施を進めます。
- 事業内容やサービス提供事業者について、広く利用者やその家族などに分かりやすく情報提供します。
- ニーズにより、当町では未実施の事業について実施を検討します。併せて、事業者と連携しながらサービス提供事業者の確保に努めます。
- 相談支援事業所との連携により、継続した相談体制の充実に努めます。
- 事業の実施に必要な予算措置を行います。